

微小粒子状物質成分分析業務委託仕様書

微小粒子状物質成分分析業務委託は、環境省の「微小粒子状物質（PM_{2.5}）の成分分析ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）および「大気中微小粒子状物質（PM_{2.5}）成分測定マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に基づき、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1 測定物質

ガイドライン記載の次の項目とする。

質量濃度、イオン成分、炭素成分、無機元素成分（実施推奨項目を含む。）

2 調査地点

茨島自動車排出ガス測定局（秋田市茨島一丁目4番71号 茨島体育館地内）

3 調査回数等

試料採取は、春夏秋冬の4季節において、コア期間を含めた連続する12日間とし、可能な限り次の時期に行うものとする。なお、気象条件等の影響で連続での試料採取が困難な場合においても、12サンプルを確保することとする。また、二重測定については、石英纖維フィルタおよびテフロンフィルタでそれぞれ1回ずつ実施すること。

- (1) 春季 令和8年5月15日～5月27日（コア期間 5月18日～5月25日）
- (2) 夏季 令和8年7月24日～8月5日（コア期間 7月27日～8月3日）
- (3) 秋季 令和8年10月16日～10月28日（コア期間 10月19日～10月26日）
- (4) 冬季 令和9年1月22日～2月3日（コア期間 1月25日～2月1日）

※ 受託者は、採取日を事前に市に連絡することとする。

4 試料採取方法等

ガイドラインおよびマニュアルに基づく方法で行うこと。なお、受託者は、当該業務に係る疑義ならびにガイドライン、マニュアルおよび本仕様書に記載されていない事項については、適宜、市と協議し決定するものとする。

5 現場管理等

試料採取時に施設等に損害を与えた場合は、直ちに市に報告するとともに、受託者の責任において速やかに原状復旧すること。

6 報告書等

- (1) 実施計画書（測定開始の 14 日前までに提出するものとする。）
- (2) 季節毎の中間報告書 各 1 部
- (3) 完了報告書 書面 2 部および電子記録媒体（C D – R O M） 1 式